

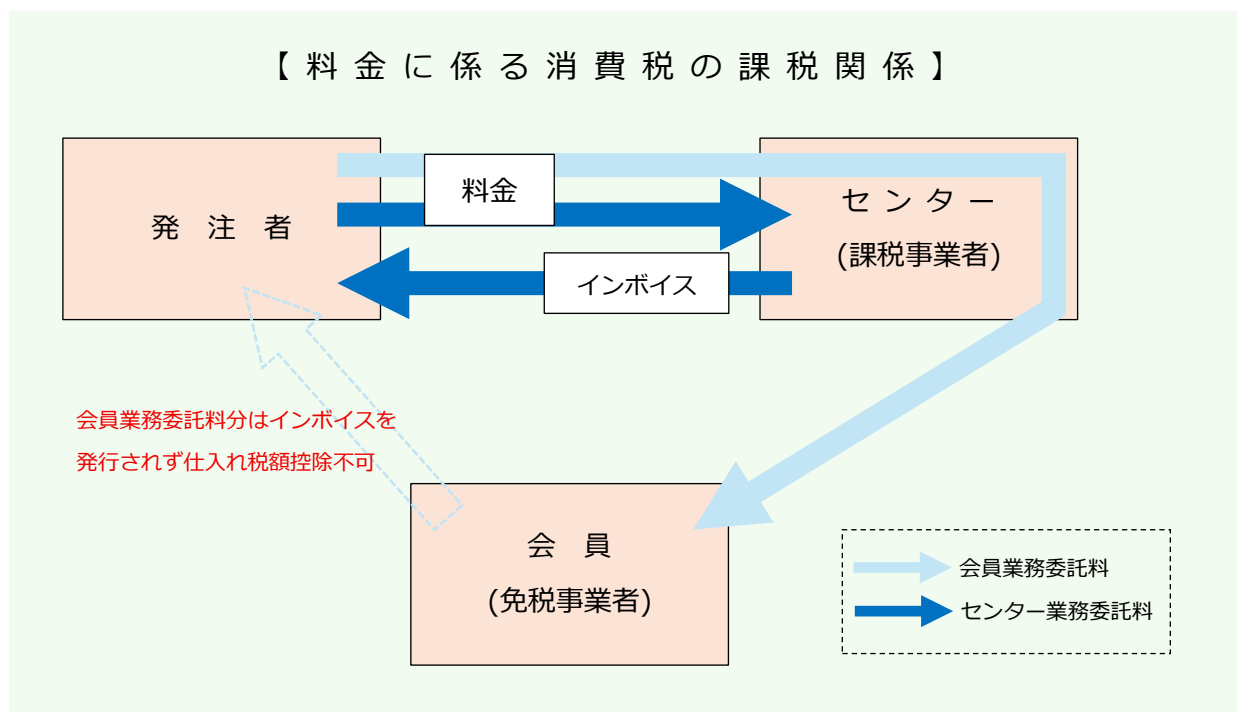
センター利用契約に係る消費税の課税関係について

シルバー人材センターが発注者の皆様からいただく料金は、「会員業務委託料（会員が受け取る報酬）」「センター業務委託料（事務費）」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、発注者がセンターを経由し、会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については、消費税に係る適格請求書（インボイス）を発行しますが、「会員業務委託料」の分については、インボイスを発行することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を発行する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が 1,000 万円以下の「消費税免税事業者」であるため、インボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご注意ください。

- ① 適格請求書分・・・センター業務委託料
- ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料



※発注者が次のいずれかに該当する場合の消費税納税の取り扱いは以下のとおりです。

- ① 個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ② 簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスは不要
- ③ 官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入れ税額控除が適用